

令和5年度DOゼロカーボン建築サポートセンター第一回研修会  
**省エネ適合判定申請・審査ポイント**

---

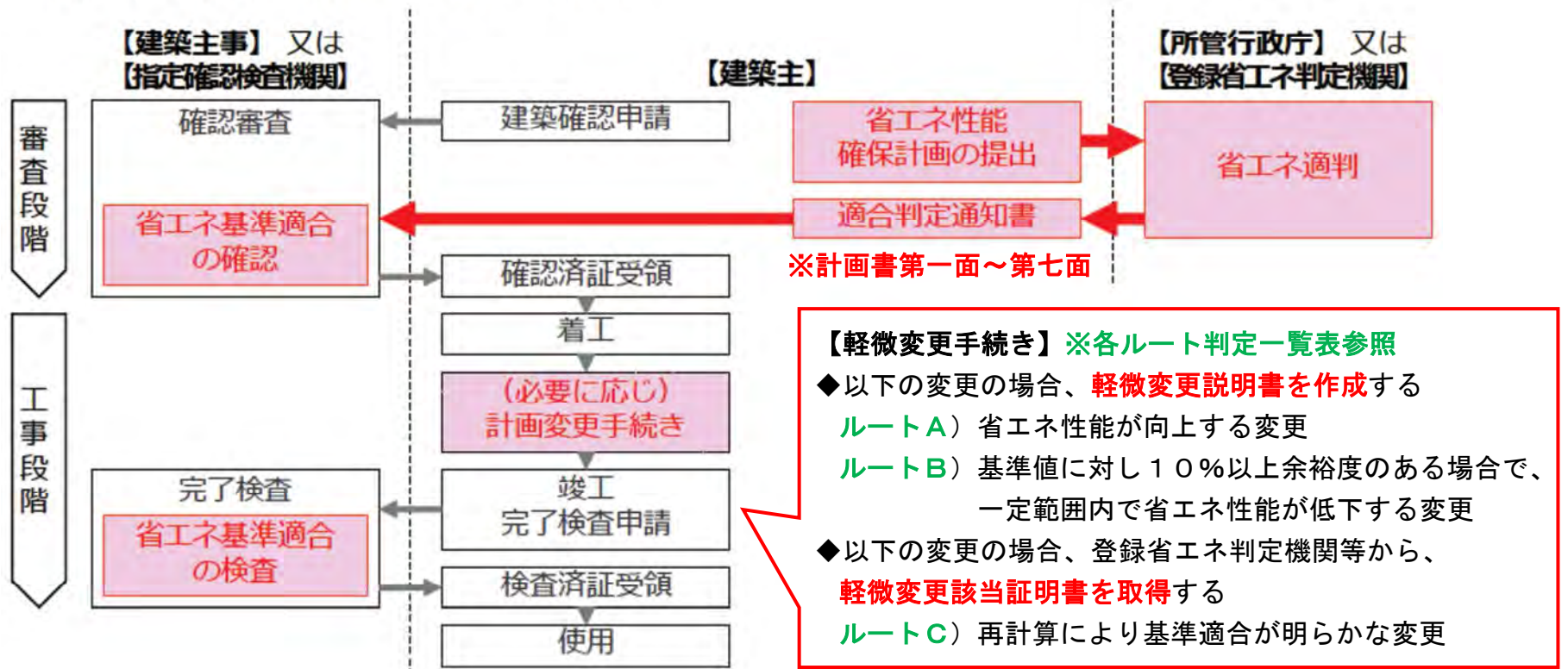


1. 建築確認・適合義務等に係る手続き
2. 審査の視点—どのように審査しているか
3. 省エネ適判のポイント—計画書
4. 省エネ適判のポイント—モデル建物法
5. 省エネ適判のポイント—標準入力法
6. 省エネ適判のポイント—設計図書の記事例

# 1. 建築確認・適合義務等に係る手続き

- ◆ 300㎡以上の非住宅建築物の新築等において、省エネ基準の適合義務
- ◆ 建築主は、登録省エネ判定機関等の省エネ適合性判定（省エネ適判）を受け、**交付される適合判定通知書を建築確認時に提出**することが必要（**同通知書の提出がないと、確認済証が交付されない。**）。
- ◆ **完了検査時に省エネ基準への適合性の検査**が行われる（**省エネ建材・設備を含め、設計図書等のとおり**に工事が実施されていないと、**検査済証が交付されない。** ※軽微変更対象工事を除く。）

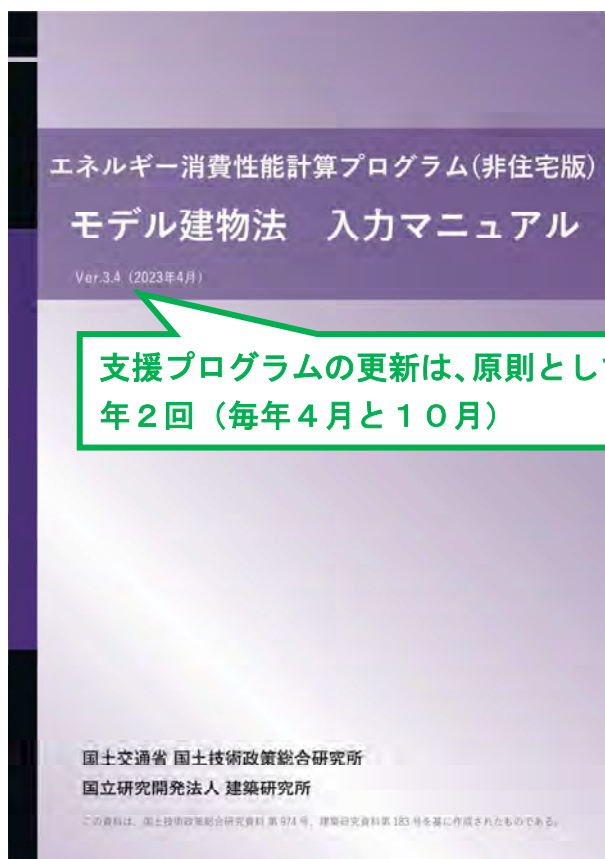
## 〈省エネ適判対象物件に係る手順フロー〉



## 2. 審査の視点—どのように審査しているか

### 【BEI ≤ 1.0等をどのように審査しているか】

- ① エネルギー消費性能計算プログラムの入力内容と提出された図書の整合性の確認  
⇒ **プログラムの入力内容をもれなく提出図書に明示**
- ② エネルギー消費性能計算プログラムの入力マニュアルに従って入力されているか否かを確認
- ③ 設備機器等の性能値が一定のJISや業界規格に基づく試験等により求めた値であることを確認  
⇒ **一次エネルギー消費量計算に用いることができる規格等\***を明示 ※**入力マニュアルに記載**



### 3. 省エネ適判のポイントー計画書①

#### 計画書（第二面）

- ◆【3.設計者】（代表となる設計者）、（その他の設計者）
  - ・建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る設計図書を作成した設計者のみ記入  
※構造図、構造計算書などを作成した設計者は記入不要
- ◆【3.設計者】－【ト.作成した設計図書】
  - ・設計者が作成した建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る設計図書について記入  
※構造図、構造計算書などの設計図書は記入不要
  - ・設計者が作成した設計図書には当該設計者の記名が必要 ※カタログ等の根拠資料には表紙に記名
- ◆【4.確認の申請】括弧
  - ・所管行政庁の場合：市町村名若しくは都道府県名 例) 北海道
  - ・指定確認検査機関の場合：名称及び事務所の所在地 例) (一財)北海道建築指導センター、北海道札幌市

【3. 設計者】 (代表となる設計者)	
【イ. 資格】	( ) 建築士 ( ) 登録第 号
【ロ. 氏名】	
【ハ. 建築士事務所名】	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】	
【ホ. 所在地】	
【ヘ. 電話番号】	
【ト. 作成した設計図書】	
【4. 確認の申請】	
<input type="checkbox"/> 申請済 ( )	
<input type="checkbox"/> 未申請 ( )	

### 3. 省エネ適判のポイントー計画書②

#### 計画書（第四面）

- ◆建築主事又は指定確認検査機関が建築計画概要書（第三面）と照らして確認するため、【1.付近見取図】及び【2.配置図】は、建築計画概要書（第三面）と整合するものを明示
  - ◆「別紙」と記載して別紙を添付することも可能
- ※建築計画概要書（第三面）を別紙として添付するのがおすすめ

（第四面）

【1. 付近見取図】	確認申請と併願の場合でも省略できません。
別紙	
【2. 配置図】	
別紙	



### 3. 省エネ適判のポイントー計画書③

#### 計画書（第五面）ー【1.非住宅部分の用途】

- ◆確認申請書第四面2欄と整合し、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い記入
  - ・確認申請書第四面2欄に記入がなく、確認申請書第五面7欄に記入がある場合、原則、計画書第五面1欄に記入
- ◆モデル建物法における評価方法に影響
  - ・モデル建物の種類が異なる複数の用途が記入されている場合、複数用途集計が必要
  - ・記入例の場合、自動車車庫が屋外駐車場であれば「事務所モデル」と「工場モデル」を選択して評価（駐車場については照明設備のみ入力。複数用途集計が必要）、屋内駐車場であれば事務所モデルとして一括評価（駐車場については機械換気設備のみ評価）※第1種換気設備が設置されていれば「屋内駐車場」

#### 計画書（第六面）、（第七面）、（第七面別紙）

- ◆住宅部分がない場合でも、空欄の第六面、第七面の添付が必要。ただし、第七面別紙のみ添付不要

（第五面）

駐車場部分も含めて「08490 自動車車庫」以外の用途区分が割り当てられている場合、「屋外駐車場」であれば入力対象外、「屋内駐車場」であれば機械換気設備として評価する。

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】	事務所 (08470)		
	自動車車庫 (08490)		
【2. 非住宅部分の床面積】	( 床面積 )	( 開放部分を除いた部分の床面積 )	
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
【ロ. 増築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
	増築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
【ハ. 改築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
	改築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	

## 4. 省エネ適判のポイントーモデル建物法①

### モデル建物法

◆申請された建築物と同一の用途のモデル建築物の**設計一次エネルギー消費量** ≤ 当該モデル建築物の**基準一次エネルギー消費量**を確認することにより基準への適合確認を行う。

◆室単位ではなく建築物全体としての主たる建材や設備機器等の性能値を入力

### 各様式共通

◆高い評価を得るために入力する省エネルギー手法が多くなると工事監理・完了検査において確認・検査すべき項目が増える。

◆評価対象となる室用途の参考情報：入力マニュアルー参考B.室用途名称と図面上の室名の対応例

◆小数点以下の端数処理は、入力マニュアルによる。

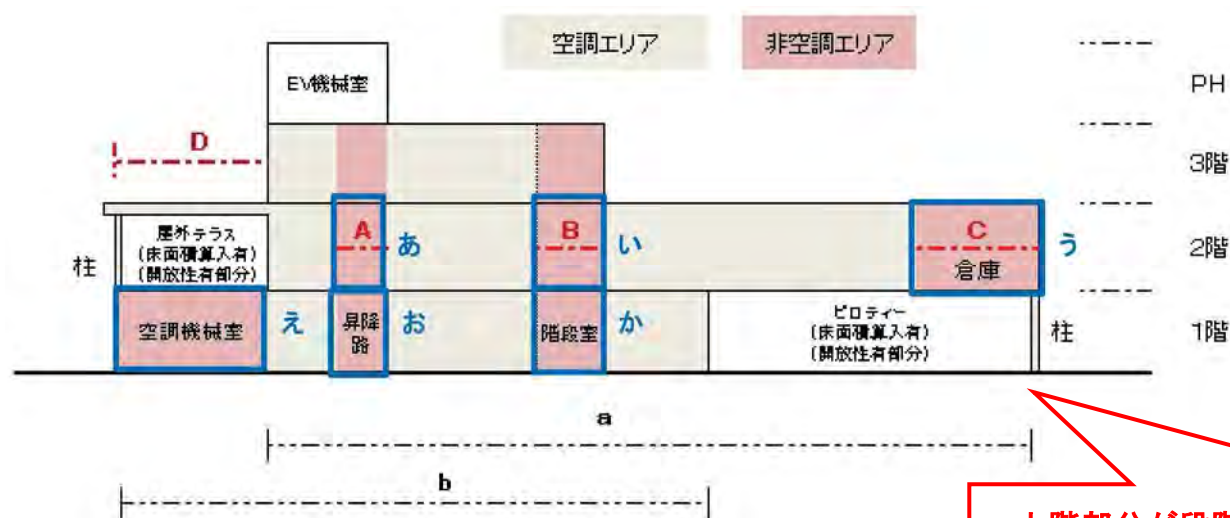
入力項目	入力シート								
共通条件	様式A 基本情報入力シート								
空気調和設備	<table border="0"> <tr> <td>様式C-1 空調熱源入力シート</td> <td>様式B-1 開口部仕様入力シート</td> </tr> <tr> <td>└ 様式C-2 空調外気処理シート</td> <td>└ 様式B-2 断熱仕様入力シート</td> </tr> <tr> <td>└ 様式C-3 空調二次ポンプ入力シート</td> <td>└ 様式B-3 外皮仕様入力シート</td> </tr> <tr> <td>└ 様式C-4 空調送風機入力シート</td> <td></td> </tr> </table>	様式C-1 空調熱源入力シート	様式B-1 開口部仕様入力シート	└ 様式C-2 空調外気処理シート	└ 様式B-2 断熱仕様入力シート	└ 様式C-3 空調二次ポンプ入力シート	└ 様式B-3 外皮仕様入力シート	└ 様式C-4 空調送風機入力シート	
様式C-1 空調熱源入力シート	様式B-1 開口部仕様入力シート								
└ 様式C-2 空調外気処理シート	└ 様式B-2 断熱仕様入力シート								
└ 様式C-3 空調二次ポンプ入力シート	└ 様式B-3 外皮仕様入力シート								
└ 様式C-4 空調送風機入力シート									
機械換気設備	様式D 換気入力シート								
照明設備	様式E 照明入力シート								
給湯設備	様式F 給湯入力シート								
昇降機	様式G 昇降機入力シート								
エネルギー利用 効率化設備	様式H 太陽光発電入力シート 様式I コージェネレーション設備入力シート								



## 4. 省エネ適判のポイントーモデル建物法②

### 様式A 基本情報入力シート

- ◆⑩計算対象部分の床面積：入力対象設備の有無に係わらず、当該用途に属する室（部分）の合計床面積（地下階、塔屋階を含む）を入力。ただし、評価の対象とならない室の床面積は算入しない。
- ◆⑮計算対象部分の非空調コア部の長さ：床面積（**外気に対して高い開放性を有する部分を除いた床面積**）が最大の階（地階は除く）の非空調コア部の外周長さ（壁芯）を入力  
**※非空調コア部：地上階から最上階（塔屋階は除く）までの平面図上で同一位置にある非空調の部分（昇降機のシャフト、階段室等）**



2階の床面積が最大となる場合

- ・外周長さ：a
- ・非空調コア部の長さ：A+B+C
- ・非空調コア部の外皮面積合計：あ+い+う

1階の床面積が最大になる場合

- ・外周長さ：b
- ・非空調コア部の長さ：A+B+D
- ・非空調コア部の外皮面積合計：え+お+か

- ・上階部分が段階的にセットバックしていく場合は、上階部分がない空間は最上階であるとみなし、地上階から平面図上で同一位置にある空調の部分は非空調コア部とみなす。
- ・ピロティがある場合は、ピロティ上部の階を地上階とみなす。

## 4. 省エネ適判のポイントーモデル建物法③

### 様式B-1 開口部仕様入力シート

◆各建具の仕様の入力の仕方は3つ

- ・「⑤建具の種類」、「⑥ガラスの種類」を入力
- ・「⑤建具の種類」、「⑦ガラスの熱貫流率」、「⑧ガラスの日射熱取得率」を入力
- ・「⑨窓の熱貫流率」、「⑩窓の日射熱取得率」を入力

◆「⑤建具の種類」、「⑥ガラスの種類」を入力する場合の注意事項

- ・⑥ガラスの種類で「2LgG12」を選択した場合、二層複層ガラス（Low\_E1 枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅12mm）であることが確認できる仕様を設計図書に明示

### 様式B-1 開口部仕様入力シート

① 建具仕様名称 (入力)	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ 備考 (20文字まで)	
	②&③入力 又は ④入力			⑤&⑥入力 又は ⑤&⑦&⑧入力 又は ⑨&⑩入力							
				窓（ガラス+建具）の性能				窓（ガラス+建具）の性能			
				ガラスの性能							
	幅 W [m] (入力)	高さ H [m] (入力)	窓面積 [m <sup>2</sup> ] (入力)	建具の種類 (選択)	ガラスの種類 (選択)	熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)] (入力)	日射熱取得率 [-] (入力)	熱貫流率 [W/(m <sup>2</sup> ·K)] (入力)	日射熱取得率 [-] (入力)		
AW-1	0.6	1.2		金属製(複層ガラス)	2LgG12						
AW-2	1.8	1.49		金属製(複層ガラス)	2LgG12						
AW-3	5.78	1.7		金属製(複層ガラス)	2LgG12						
AW-4	5.05	2.99		金属製(複層ガラス)	T						
AW-5	1.8	1.49		金属製(複層ガラス)	2LgG12						

## 4. 省エネ適判のポイントーモデル建物法④

### 様式B-2 断熱仕様入力シート

◆各断熱材の仕様の入力の仕方は4つ

- ・「③断熱材種類（大分類）」、「⑥厚み」を入力
- ・「③断熱材種類（大分類）」、「④断熱材種類（小分類）」、「⑥厚み」を入力
- ・「⑤熱伝導率」、「⑥厚み」を入力
- ・「⑦熱貫流率」を入力

◆「③断熱材種類（大分類）」、「④断熱材種類（小分類）」、「⑥厚み」を入力する場合の注意事項

- ・①断熱材1、④硬質ウレタンフォーム2種2号、⑥50mmが紐づくように仕様等を設計図書に明示

### 様式B-2 断熱仕様入力シート

① 断熱仕様名称  (入力)	② 部位種別  (選択)	③&⑥入力 又は ③&④&⑥入力 又は ⑤&⑥入力 又は ⑦入力					⑧ 備考  (20文字まで)
		③ 断熱材種類  (大分類)  (選択)	④ 断熱材種類  (小分類)  (選択)	⑤ 熱伝導率  [W/(m·K)]  (入力)	⑥ 厚み  [mm]  (入力)	⑦ 熱貫流率  [W/(m <sup>2</sup> ·K)]  (入力)	
		断熱材1	屋根	硬質ウレタンフォーム断熱材	硬質ウレタンフォーム2種2号		
断熱材2	外壁	吹付け硬質ウレタンフォーム	吹付け硬質ウレタンフォームA種1		35		

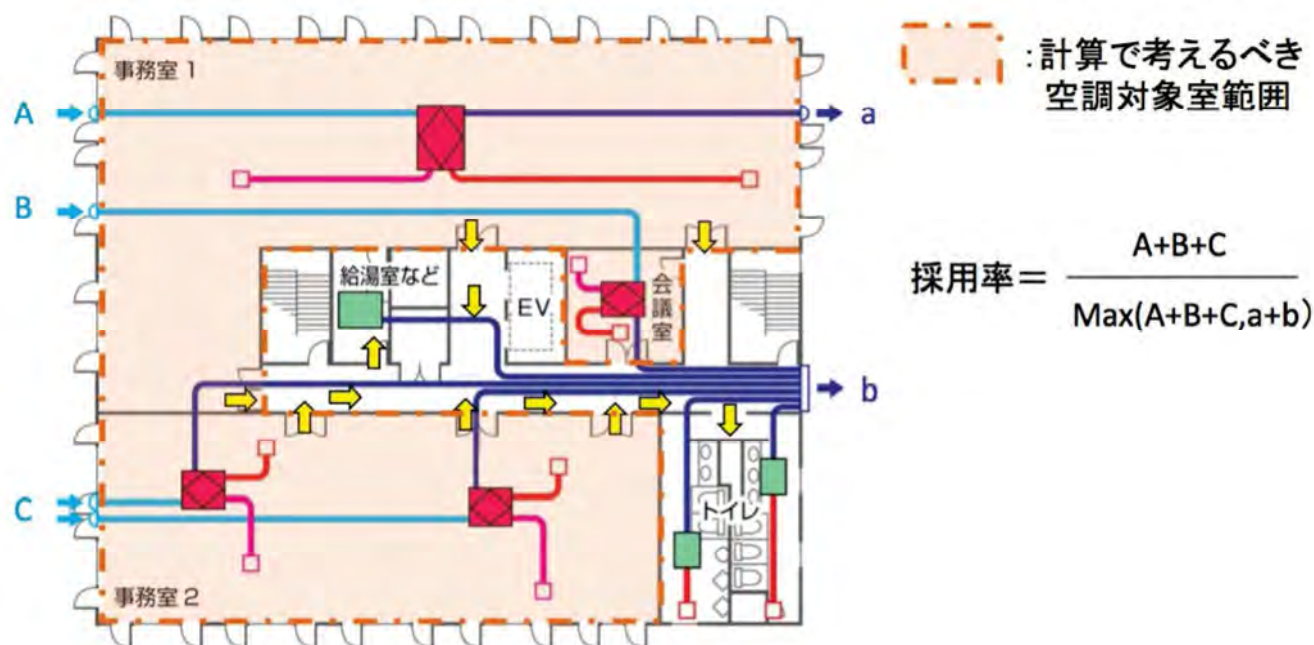
## 4. 省エネ適判のポイントーモデル建物法⑤

### 様式C-1 空調外気処理入力シート

- ◆すべての空調設備について入力。ただし、厨房に設置された空調設備は評価の対象としない。

### 様式C-2 空調外気処理入力シート

- ◆全熱交換器等がない場合、様式C-2の**作成は不要**
- ◆空調対象室の給排気バランスに影響を与える給排気送風機（**その室に隣接した空間に給気又は排気を行うことでその室の静圧に影響を与える送風機を含む**）について仕様を入力
- ◆様式C-2 については、**単相の送風機も含めて入力**
- ◆全熱交換器がある場合の様式C-2の**作成省略**
  - 空調対象室の給排気バランスに影響する送風機の合計風量に対して、全熱交換器を通過する外気導入量の割合（採用率）＜80%が計算書等により示される場合は、様式C-2の作成を省略できる。



## 4. 省エネ適判のポイントーモデル建物法⑥

### 様式D 換気入力シート

- ◆「機械室」、「便所」、「厨房」、「駐車場」に設置される機械換気設備のみ入力
- ◆厨房に設置された空気調和設備については、機械換気設備として給気と排気の送風機動力のみ入力
- ◆**单相の送風機については入力を省略できる。**
- ◆**駐車場については、「屋内駐車場」のみ入力対象**
  - ・屋内駐車場：第1種換気設備が設置されているもの
  - ・屋外駐車場：屋外開放されているもの（外界と同等の温熱環境の場合）

### 様式D 換気入力シート Rev.2

① 室名称 (入力)	② 室用途 (選択)	③ 床面積 [㎡] (入力)	④ 換気方式 (選択)	⑤ 機器名称 (入力)	⑥ 台数 [台] (入力)	⑦ 一台あたりの 送风量 [㎡/h台] (入力)	⑧ 一台あたりの 電動機出力 [W/台] (入力)	⑨ 高効率 電動機 (選択)	⑩ イン バー ター (選択)	⑪ 送风量 制御 (選択)	⑫ 備考  (20文字まで)
機械室1	機械室		第一種換気	送風機1	7	1350	400	無	無	無	
				送風機2	7	270	72	無	無	無	
便所1	便所		第三種換気	送風機1	7	1200	300	無	無	無	
便所2	便所		第三種換気	送風機2	7	1350	350	無	無	無	
駐車場	駐車場	400	第一種換気	送風機1	1	12000	2200	無	無	無	
				送風機1	1	12000	2200	無	無	無	
厨房	厨房	30	第一種換気	送風機1	1	4000	1500	無	無	無	
				送風機1	1	4000	1500	無	無	無	



## 4. 省エネ適判のポイントーモデル建物法⑦

### 様式F 給湯入力シート

- ◆ 「洗面・手洗い」、「浴室」、「厨房」に設置される給湯設備のみ入力
  - ◆ 事務室や老人ホーム内に設置されている家庭用程度の湯沸し（流し台・ミニキッチン等）のための給湯設備は入力しない。⇒業務用の厨房に該当する給湯設備が対象
  - ◆ 同一の給湯熱源機器を複数の給湯用途に対して使用する場合は、「④台数」を各用途の給湯負荷等で按分した値（小数）で入力することを基本とする。
  - ◆ 2023年4月に配管保温仕様改定（標準入力法も同様）
    - ・ 改定前：「保温仕様1」「保温仕様2」「保温仕様3」「裸管」
    - ・ 改定後：「保温仕様A」「保温仕様B」「保温仕様C」「保温仕様D」「裸管」
- ※特別な事情の場合を除き原則として、改定後の選択肢で給湯配管保温仕様を評価

### 様式F 給湯入力シート

① 給湯系統名称	② 給湯用途	③ 熱源名称	④ 台数	⑤ 定格 加熱能力 [kW/台]	⑥ 定格 消費電力 [kW/台]	⑦ 定格 燃料消費量 [kW/台]	⑧ 配管保温仕様	⑨ 節湯器具	⑩ 備考
(入力)	(選択)	(入力)	(入力)	(入力)	(入力)	(入力)	(選択)	(選択)	(20文字まで)
手洗い	洗面・手洗い	熱源1	0.2	45	0.25	39	保温仕様A	自動給湯栓	
浴室	浴室	熱源1	0.8	45	0.25	39	保温仕様A	節湯B1	
厨房	厨房	熱源2	1	45	32	0	保温仕様A	無	



## 5. 省エネ適判のポイントー標準入力法①

### 標準入力法

- ◆算出告示第1の1に定める計算方法により算出した**設計一次エネルギー消費量** ≤ 同告示第1の2に定める計算方法により算出した**基準一次エネルギー消費量**を確認することにより基準への適合確認を行う。
- ◆建築物内にある全ての室単位で床面積、外皮性能、設置設備機器等の仕様を入力
- ◆モデル建物法に比べ入力項目が多く、より精緻に省エネ性能を評価できるが、**適合性判定等の手続きに際して、申請者・審査者ともに負担が大きい。**
  - ・適合性判定において必要となる設計図書に記載すべき項目が多い
  - ・工事監理・完了検査において確認・検査すべき項目が多い

入力項目	入力シート
共通条件	様式0 基本情報入力シート 様式1 室仕様入力シート
空気調和設備	様式2-1 空調ゾーン入力シート ┌ 様式2-4 外皮仕様入力シート ─┬─ 様式2-2 外壁構成入力シート │ ┌ 様式2-3 窓仕様入力シート └ 様式2-7 空調機入力シート ─┬─ 様式2-5 熱源入力シート │ └ 様式2-6 二次ポンプ入力シート
機械換気設備	様式3-1 換気対象室入力シート ─┬─ 様式3-2 給排気送風機入力シート │ └ 様式3-3 換気代替空調機入力シート
照明設備	様式4 照明入力シート
給湯設備	様式5-1 給湯対象室入力シート ─ 様式5-2 給湯機器入力シート
昇降機	様式6 昇降機入力シート
エネルギー利用効率化設備	様式7-1 太陽光発電システム入力シート 様式7-3 コージェネレーション設備入力シート

様式8 非空調外皮仕様入力シートは、PAL\*を算出する際に使用

## 5. 省エネ適判のポイントー標準入力法②

### 様式1 室仕様入力シート

- ◆②建物用途は、建築基準法の建築物用途に応じ、表1-2-1「建築基準法における建築物用途と建築物省エネ法上の基準省令で定められた用途の選択肢」から選択 ※2023年4月に表1-2-1追加
- ◆②室用途一大分類、小分類は、表1-2-2「室用途の一覧（事務所等）」～表1-2-10「室用途の一覧（住宅共用部分）」から選択
- ◆③室面積、④階高、⑤天井高
  - ・室面積の求積に必要な寸法・計算式を設計図書に明示 ※審査時間、訂正時間に影響
  - ・庇下部に付いている照明設備を評価する場合は、庇部分の水平投影面積を室面積として入力
  - ・天井高を設計図書に明示

### 様式 1. (共通)室仕様入力シート Rev.2

室仕様					⑥	⑥	⑥	⑥	⑦	⑧			
① 階	① 室名	② 建物用途 (選択)	② 室用途		③ 室面積 [m <sup>2</sup> ]	④ 階高 [m]	⑤ 天井高 [m]	⑥ 空調計 算対象 室 (選択)	⑥ 換気計 算対象 室 (選択)	⑥ 照明計 算対象 室 (選択)	⑥ 給湯計 算対象 室 (選択)	⑦ 建築物の名称 (複数建築物の指定)	⑧ 備考
			大分類 (選択)	小分類 (選択)									
1	倉庫	工場等	工場等	倉庫						■			
1	屋外駐車場	工場等	工場等	屋外駐車場又は駐輪場						■			
1	事務室	工場等	事務所等	事務室				■		■	■		

## 5. 省エネ適判のポイントー標準入力法②’

表 1-2-1 建築基準法における建築物用途と建築物省エネ法上の基準省令で定められた用途の選択肢

用途区分 コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途 (建築物用途)	建築物省エネ法上の基準省令で定められた用途*1
08010	一戸建ての住宅	住宅
08020	長屋	
08030	共同住宅	
08040	寄宿舍	
08050	下宿	
08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	住宅部分は住宅基準による。非住宅部分は事務所等、店舗であれば百貨店等*2
08070	幼稚園	学校等
08080	小学校	学校等

表 1-2-6 室用途の一覧 (学校等)

室用途の 大分類	室用途の小分類		空調計算 対象室	換気計算 対象室	照明計算 対象室	給湯計算 対象室
	告示上の名称	略称				
学校等	小中学校の教室	小中学校教室	●		●	●
	高等学校の教室	高校教室	●		●	○
	職員室		●		●	○
	小中学校又は高等学校の食堂	小中高校食堂	○		○	●
	大学の教室	大学教室	●		●	○
	大学の食堂	大学食堂	○		○	●





# 5. 省エネ適判のポイントー標準入力法④

## 様式4 照明入力シート

- ◆②室の間口、③室の奥行、④室指数：室指数による補正を行う場合のみ入力
- ◆入力の仕方は2つ
  - ・「②室の間口」、「③室の奥行」を入力 ※室形状が矩計（長方形）の場合
  - ・「④室指数」を入力 ※室形状が矩計（長方形）でない場合、室指数の計算が必要

様式 4. (照明)照明入力シート

① 階 (転記)	① 室名 (転記)	① 室用途		① 室面積 (転記) [m <sup>2</sup> ]	① 階高 (転記) [m]	① 天井高 (転記) [m]	室指数			照明器具仕様			制御等の有無				⑫ 備考	
		② 室の間口 (転記) [m]	③ 室の奥行 (転記) [m]				④ 室指数 (転記) [-]	⑤ 機器名称 (照明器具表の記号等)	⑥ 定格消費電力 [W/台]	⑦ 台数 [台]	⑧ 在室検知制御 (選択)	⑨ 明るさ検知制御 (選択)	⑩ タイムスケジュール制御 (選択)	⑪ 初期照度補正機能 (選択)				

a) 室が矩形（長方形）の場合

$$\text{室指数} = \frac{\text{室面積}}{(\text{室の間口寸法} + \text{室の奥行寸法}) \times (\text{天井高} - \text{作業面の高さ})}$$

設計図書に室ごとに室の間口・奥行寸法を明示

b) 室が矩形（長方形）でない場合

$$\text{室指数} = \frac{\text{室面積}}{(\text{室の外周長さ} \div 2) \times (\text{天井高} - \text{作業面の高さ})}$$

設計図書に室ごとに各辺の長さを明示

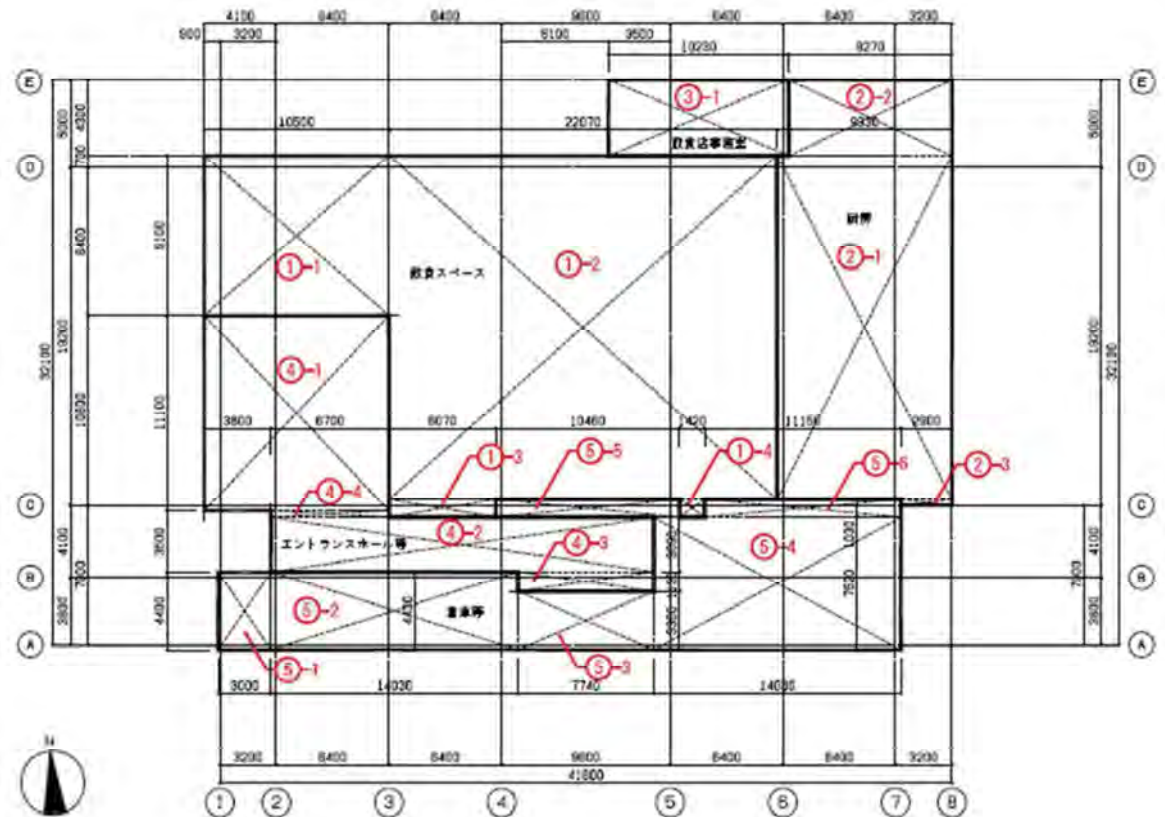
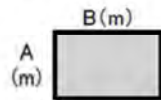




# 6. 省エネ適判のポイントー設計図書の記載例②

部位	A (m)	B (m)	A×B (㎡)	倍 数	合計 (㎡)	計算対象床面積(㎡)		空調対象床面積(㎡)	
						事務所	飲食店	事務所	飲食店
					1237.50	423.77	813.73	195.11	578.72
① 飲食スペース	1	9.100	10.500	95.55	534.73		○		○
	2	19.550	22.070	431.47					
	3	1.030	6.070	6.25					
	4	1.030	1.420	1.46					
② 厨房	1	19.550	9.930	194.13	235.01		○		
	2	4.300	9.270	39.86					
	3	0.350	2.900	1.02					
③ 飲食店事務室	1	4.300	10.230	43.99	43.99		○		○
④ エントランスホール等	1	11.100	10.500	116.55	195.11	○			
	2	3.090	21.770	67.27					
	3	1.130	7.740	8.75					
	4	0.380	6.700	2.55					
⑤ 倉庫等	1	4.400	3.000	13.20	228.66	○			
	2	4.430	14.030	62.15					
	3	3.300	7.740	25.54					
	4	7.520	14.030	105.51					
	5	1.030	10.460	10.77					
	6	1.030	11.150	11.48					

共用部分の面積は、主たる用途である事務所に含める。



# 6. 省エネ適判のポイントー設計図書の記載例③

・断熱材の仕様別に外皮を色分け（外皮面積には窓面積も含めるため、断熱材が設置されない窓の部分も含め、着色）



■断熱種別凡例

	断熱材 1 吹付硬質ウレタンフォームA種1 t=35
	断熱材 1 吹付ロックウール t=20
	無断熱

【南面】断熱材1(外壁)面積

階	階高 (m)	部位	断熱材面積 (m <sup>2</sup> )			倍数	用途別面積 (m <sup>2</sup> )		備考
			A (m)	B (m)	小計 A × B		事務所 1556.76	飲食店 17.40	
2~9F	4.2	5	4.200	38.800	162.96	8	○		
1F			2.100	1.200	▲2.52	1	○		SD-2 無断熱
	6.0	6	6.000	38.800	232.80	1	○		
	6.0	7	6.000	2.900	17.40	1		○	
	6.0	8	6.000	3.800	22.80	1	○		

## 6. 省エネ適判のポイントー設計図書の記載例④

評価方法別方位の選択肢等一覧

評価方法	入力シート	選択肢	適用	備考
モデル建物法	様式A 非空調コア部の方位 様式B-3 外壁の方位	北	真北±45°	北東、北西は「北」とする。
		東	真東±45°	南東は「東」とする。
		西	真西±45°	南西は「西」とする。
		南	真南±45°	
	様式H パネルの方位角	0度(南)	真南から東および西へ15度未満	
		30度	真南から西へ15度以上45度未満	
		60度	真南から西へ45度以上75度未満	
		90度(西)	真南から西へ75度以上105度未満	
		120度	真南から西へ105度以上135度未満	
		150度	真南から西へ135度以上165度未満	
		180度(北)	真南から東および西へ165度以上真北まで	
		210度	真南から東へ135度以上165度未満	
		240度	真南から東へ105度以上135度未満	
		270度(東)	真南から東へ75度以上105度未満	
300度	真南から東へ45度以上75度未満			
330度	真南から東へ15度以上45度未満			
標準入力法	様式2-4 外壁の方位	北	真北(180°)±22.5°	北北西は「北」とする。
		北東	北東(225°)±22.5°	北北東は「北」とする。
		東	真東(270°)±22.5°	東北東は「東」とする。
		南東	南東(315°)±22.5°	東南東は「東」とする。
		南	真南(0°)±22.5°	南南東は「南」とする。
		南西	南西(45°)±22.5°	南南西は「南」とする。
		西	真西(90°)±22.5°	西南西は「西」とする。
		北西	北西(135°)±22.5°	西北西は「西」とする。
	様式7-1 パネルの方位角		パネルの方位角を入力。単位は度(°)	南を0°とし、西向きに測る。 西は90°、北は180°、東は270°

